

埼玉県立大学図書館利用規程

平成11年4月1日
埼玉県立大学規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則第61条及び埼玉県立大学短期大学部学則第65条の規定に基づき、埼玉県立大学図書館(以下「図書館」という。)の管理運営及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、埼玉県立大学及び埼玉県立大学短期大学部(以下「本学」という。)の教育研究活動に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等(以下「図書館資料」という。)並びに情報環境を整備し、これを効果的に運用及び提供することによって、本学の教育研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- 一 図書館資料の収集、整理、保存、提供
- 二 教育研究に関連する学術情報の収集、提供
- 三 図書館資料等の学内外の相互利用
- 四 情報ラウンジ、グループ研究室等の施設、設備の管理

(利用者の範囲)

第4条 図書館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりとする。

- 一 本学の教職員(非常勤の教職員を含む。)
- 二 本学の学生(研究生、研修生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生を含む。)
- 三 本学の卒業生
- 四 その他保健医療福祉関係従事者等図書館長が、特に必要があると認めたる者

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、第2水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌週の水曜日)にあつては、午後1時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたる時は、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日
- 四 開学記念日
- 五 図書館資料の点検、整理に要する日

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた日は、臨時に休館日を設け、又は休館日を変更することができる。

(身分証明書等の提示)

第7条 図書館を利用する者は、次の証明書等を携行しなければならない。

- 一 教職員は、教職員証
- 二 学生は、学生証
- 三 第4条第3号及び第4号の者は、身分証明書又は利用証

2 前項の証明書等は、図書館員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(閲覧)

第8条 利用者は、図書館資料を館内の所定の場所で閲覧することができる。

2 利用者は、書庫内の図書館資料を閲覧しようとするときは、係員に申し出てその指示に従わなければならない。

3 利用者は、閲覧した開架書庫の資料を元の場所に戻さなければならない。

(館外貸出)

第9条 図書館資料の館外貸出の手続き、貸出をする冊数及びその期間等については、別に定める。

(館外貸出の禁止)

第10条 次の図書館資料は、館外貸出を禁止する。

- 一 貴重図書
- 二 参考図書
- 三 逐次刊行物
- 四 視聴覚資料
- 五 機械可読資料
- 六 その他図書館長が指定する資料

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が教育研究上必要と認めるときは、貸出をすることができる。

(転貸の禁止)

第11条 館外貸出を受けた図書は、他人に転貸してはならない。

(返却)

第12条 館外貸出を受けた者は、貸出期間が満了したとき、又は次の各号のいずれかに該当したときは、図書館資料を直ちに返却しなければならない。

- 一 この規程に違反したとき
- 二 教職員が転出又は退職するとき
- 三 学生が卒業又は退学等により学籍を離れるとき
- 四 学生が休学又は停学に処せられたとき

2 前項に規定するもののほか、図書館長は、図書の点検・整理等の理由により貸出期間中においても返却を求めることができる。

(督促及び貸出の停止)

第13条 図書館長は、所定の貸出期間を過ぎても図書館資料を返却しない利用者に対し、督促をすることができる。

2 図書館長は、前項の利用者に対し、一定期間貸出を停止することができる。

(文献複写)

第14条 図書館を利用するものが、教育、調査、研究をする上で必要があるときは、著作権法(昭和45年法律第48号)の範囲内で文献の複写をすることができる。

2 複写に関する必要事項は、別に定める。

(相互利用)

第15条 本学の教職員及び学生が、他大学図書館及び県内保健医療福祉機関等の資料の利用を希望するときは、斡旋を図書館に依頼することができる。ただし、利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

2 他大学図書館及び県内保健医療福祉機関等から資料利用の申し込みがあったときは、学内における教育研究上支障がない場合に限り、応じることができる。

(利用規律)

第16条 利用者は、図書館内では次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと
- 二 飲食・喫煙をしないこと
- 三 図書館資料、機器又は設備等を毀損しないこと
- 四 その他、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと

2 図書館長は、前項の規定に違反した者及び指示に従わない者を、図書館の利用を停止させ、又は館外へ退出させることができる。

(施設利用)

第17条 情報ラウンジ、グループ研究室、マルチメディア編集室等の施設・設備の利用については、別に定める。

(損害賠償)

第18条 利用者が図書館資料を汚損・破損又は亡失したとき若しくは機器又は設備等に損害を与えたときは、直ちに図書館長へその旨を届け出るとともにその指示により、現品又は相当価格で弁償しなければならない。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。